

事務連絡
令和2年3月6日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

社会福祉施設等における臨時休業の状況報告の協力について（依頼）

社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合における臨時休業の要請については、「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」（令和2年2月18日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）により、都道府県等が行うこととされています。

つきましては、貴管内の社会福祉施設等が臨時休業した場合には、下記によりご報告いただきますよう御協力をお願いいたします。

都道府県におかれましては、お手数をおかけいたしますが、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）の情報をとりまとめの上、御報告いただくようお願いいたします。

記

1 報告の実施時期等

「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」（令和2年2月18日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）をお示しした令和2年2月18日以降の社会福祉施設等の臨時休業の要請について、臨時休業の要請により休業している事業所数を把握できる範囲で、ご報告をお願いします。

また、臨時休業の要請によらず、感染防止又は学校等の休業に伴う人手不足を理由として、社会福祉施設等の設置者等の判断により、自主的に臨時休業を実施している場合について、把握している範囲での報告をお願いします。

なお、大変申し訳ございませんが、令和2年2月18日から令和2年3月6日の状況については、令和2年3月9日中に以下の提出先に把握している範囲で報告をお願いします。

今後も、社会福祉施設等の臨時休業の実施状況について把握するため、調査を依頼

することがあるかもしれませんので、その際にはご協力をよろしくお願ひします。

2 提出先及び照会先

次の（1）から（3）の施設区分ごとに、それぞれ（別紙1）から（別紙3）に必要事項を記入し、下記の提出先あてにメールで提出して下さい。

（1） 保護施設について（別紙1を提出ください。）

提出先：hogo-yosan@mhlw.go.jp

照会先：厚生労働省社会・援護局保護課

TEL:03-5253-1111（内2824）

（2） 障害関係施設について（短期入所、日中活動を行う障害福祉サービス事業所、障害児・者の通所施設等について（別紙2を提出ください。）

提出先：shouki-hourei@mhlw.go.jp

照会先：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 企画法令係

TEL:03-5253-1111（内3022）

（3） 高齢者関係施設（別紙3を提出ください。）

提出先：shinkouhourei@mhlw.go.jp

ninchisyo@mhlw.go.jp

roukenkahourei@mhlw.go.jp

照会先：回答にあたり質問がある場合には、サービスごとの問い合わせ先へ連絡をお願いします。

① （介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）短期利用認知症対応型共同生活介護費について

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

TEL:03-5253-1111（内3975,3973）

② （地域密着型）通所介護、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について

厚生労働省老健局振興課

TEL:03-5253-1111（内3937,3979）

③ （介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所療養介護、療養通所介護、看護小規模多機能型居宅介護について

厚生労働省老健局老人保健課

TEL:03-5253-1111（内3948,3949）